

## 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の保有する法人文書の開示請求・ 実施手数料の額及び電磁的記録の開示の実施方法に関する規程

### (目的)

第一条 この規程は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）において保有する法人文書の開示請求・実施手数料の額及び電磁的記録の開示の実施方法を定めることを目的とする。

### (関係法令)

第2条 研究所の保有する法人文書の開示請求等に関して必要な事項は、この規程に定めるところによるほか、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号。以下「政令」という。）の定めるところによる。

### (定義)

第3条 この規程において「法人文書」とは、研究所の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作成された記録をいう。以下同じ。）であって、研究所の役員又は職員が組織的に用いるものとして、研究所が保有しているもの（官報、白書、新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。）をいう。

2 この規程において「独立行政法人」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表第1に掲げる法人をいう。

### (開示請求の手続き)

第4条 法第3条の規定に基づく研究所の保有する法人文書に係る開示の請求（以下「開示請求」という。）は、「法人文書開示請求書」（様式第1号）を研究所に提出するものとする。

2 法第4条第2項の規定に基づき、研究所が、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対して補正を求める場合は、「法人文書開示請求の補正について（依頼）」（様式1の2）を通知しておこなうものとする。

### (開示請求に対する措置)

第5条 法第9条第1項の規定に基づく開示請求者に対する通知は、「法人文書開示決定通知書」（様式第2号）を交付して行うものとする。

2 法第9条第2項の規定に基づく開示請求書に対する通知は、「法人文書不開示決定通知

書」(様式第3号)を交付して行うものとする。

(開示決定等の期限)

第6条 法第10条第2項の規定の基づく開示請求者に対する通知は、「開示決定等の期限の延長について(通知)」(様式第4号)を交付して行うものとする。

(開示決定等の期限)の特例)

第7条 法第11条の規定に基づき開示請求者に対する通知は、「開示決定等の期限の特例規程の適用について(通知)」(様式第5号)を交付して行うものとする。

(事案の移送)

第8条 法第12条第1項又は第13条第1項の規定に基づき行政機関の長又は他の独立行政法人等に関する通知は、「開示請求に係る事案の移送について」(様式第6号)又は「開示請求に係る事項の移送について」(様式第6号の2)を交付して行うものとする。

2 法第12条第1項の規定に基づき開示請求者への通知は、「開示請求に係る事案の移送について(通知)」(様式第7号)を交付して行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第9条 法第14条第1項の規定に基づき第三者への通知は、「法人文書の開示請求に関する意見について(照会)」(様式第8号)を交付して行うものとする。

2 法第14条第2項の規定に基づき第三者への通知は、「法人文書の開示請求に関する意見について(照会)」(様式第9号)を交付して行うものとする。

3 同条前項に基づき第三者が提出する意見書の様式は、「法人の文書の開示に関する意見書」(様式第10号)によるものとする。

4 法第14条第3項の規定に基づき第三者への通知は、「法人の文書の開示決定について(通知)」(様式第11号)を交付して行うものとする。

(電磁的記録の開示の方法)

第10条 法第15条において、独立行政法人等が定めることとされている電磁的記録による法人文書の開示の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 録音テープ(第3項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)

又は録音ディスク 次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製したものの交付

二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
  - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C 5 5 8 1に適合する記録時間1 2 0分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの視聴。
- 三 電磁的記録（前2号又は次号又は事項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、研究所がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの。
- イ 当該電磁的記録をA 3版以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
  - ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
  - ハ 当該電磁的記録をA 3版以下の大きさの用紙に出力したものの交付
  - ニ 当該電磁的記録をA 3版以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
  - ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付
  - ヘ 当該電磁的記録を電子情報処理組織（法人の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（別表の7の項チにおいて「電子情報処理組織を使用する方法」という。）
- 四 電磁的記録（前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 次に掲げる方法であって、研究所がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
- イ 前号イからハマで掲げる方法
  - ロ 当該電磁的記録を幅1 2 . 7ミリメートルのオープンリールテープ（日本工業規格X 6 1 0 3、X 6 1 0 4又はX 6 1 0 5に適合する長さ7 3 1 . 5 2メートルのものに限る。）に複写したものの交付
  - ハ 当該電磁的記録を幅1 2 . 7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X 6 1 2 3、X 6 1 3 2若しくはX 6 1 3 5又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）1 4 8 3 3、1 5 8 9 5若しくは1 5 3 0 7に適合するものに限る。）に複写したものの交付
  - ニ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X 6 1 4 1若しくはX 6 1 4 2又は国際規格1 5 7 5 7に適合するものに限る。）に複写したものの交付
  - ホ 当該電磁的記録を幅3 . 8 1ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X 6 1 2 7、X 6 1 2 9、X 6 1 3 0又は6 1 3 7に適合するものに限る。）に複写したものの交付
- 2 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
  - 二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 3 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
  - 二 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(手数料の額等)

第11条 法第17条第1項において独立行政法人等が定めることとされている手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ各号に定める額とする。

- 一 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。） 開示請求に係る法人文書1件につき300円
  - 二 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下「基本額」という。）。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。
- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
- 一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合体をいう。）にまとめられた複数の法人文書
  - 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 開示請求手数料又は開示実施手数料の納付は、現金の持参、現金書留の郵送又は銀行振込により行わなければならない。この場合において、現金書留の郵送料及び銀行振込に係る手数料は開示請求者の負担とする。
- 4 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付し

なければならない。

(手数料の減免)

第12条 研究所は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は減免を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申し出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を研究所に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第1項の規定によるもののほか、研究所は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

(開示の実施方法等の申し出等)

第13条 法第15条第3項の規定に基づき、法人文書の開示を受ける者が研究所に対して行う申し出は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」（様式第12号）を提出することにより行うものとする。

2 法第15条第3項及び施行令第9条第2項の規定に基づき、法人文書の開示を受ける者が研究者に対して行う申し出は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」（様式第13号）を提出することにより行うものとする。

3 法第15条第5項の規定に基づき、法人文書の開示を受けた者が、研究所に対して行う、更に開示を受ける旨の申し出は、「法人文書の更なる開示の申出書」（様式第14号）を提出することにより行うものとする。

(開示実施手数料の減額又は免除の申出書等)

第14条 法第17条第3項の規定に基づき、開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者が研究所の対する申し出は、「開示実施手数料の減額（免除）申出書」（標準様式第15条）を提出することにより行うものとする。

2 理事長は、前項の申出書を認めるときは、開示請求者に対する通知は、「開示実施手数料の減額（免除）決定通知書」（様式第16号）を交付して行うものとする。

3 理事長は、法第17条第3項に規定する減額又は免除理由に該当しない場合は、開示請求者に対する通知は、「開示手数料の減額（免除）について」（様式第16条の2）を交

付して行うものとする。

(異議申し立て)

第15条 法第18条第2項の規定に基づく研究所から情報公開審査会への諮問は、「諮問書」(様式第17号)を提出して行うものとする。

(諮問をした旨の通知)

第16条 法第19条の規定に基づく研究所から同条に掲げるものに対する通知は、「情報公開審査会への諮問について(通知)」(様式第18号)により行うものとする。

(情報公開窓口)

第17条 法の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する窓口として情報公開窓口を設置するものとする。

2 情報公開窓口は、清瀬地区においては総務部総務課総務第一係、登戸地区においては同総務第二係がその任にあたるものとする。

(文書の接受)

第18条 研究所に送付された法第4条第1項に規定する開示請求書等、法に基づき研究所に送付された文書(以下「開示請求書等」という。)の接受は、情報公開窓口において行うものとする。

2 情報公開窓口において、開示請求書等を接受したときは、情報公開窓口に備え付けられている情報公開関係收受文書台帳(様式19号)に必要な事項を記載するとともに、開示請求書等に、研究所收受印(様式第20号)を押した上で、文書台帳等を記入した後、案件を所管する責任者(原則として、研究企画調整部長、研究グループ部長、センター長、国際情報及び当該案件が総務部総務課の所管に属する場合にあっては、担当係長)に配布するものとする。

3 前項の規定による文書の配布に当たっては、情報公開関係收受文書台帳に責任者からの受領印を受けるものとする。

(開示請求書等の写しの交付)

第19条 情報公開窓口は、開示請求者から、文書を接受した場合及び第11条において定める開示請求手数料又は開示実施手数料(以下「手数料」という。)の納付があった場合には、開示請求書等の研究所收受印の該当箇所に、それぞれ文書收受年月日及び手数料納付年月日を記載するとともに、当該書類の写しを開示請求者に交付するものとする。

(文書の発送)

第18条 法第9条第1項の規定による通知等、法に基づき研究所が発出する文書（以下「発出文書」という。）は、情報公開窓口において発送するものとする。

2 前項の発出文書の発出は、情報公開窓口に備え付けられている情報公開関係発送文書台帳（様式21号）に必要な事項の記載を行った後に、発送するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
<p>1 文書又は図面（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）</p>	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに750円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（A2版については40円、A1版については80円）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2版については140円、A1版については180円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円）に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額

	リ 情報通信技術利用法の適用による方法	当該文書又は図画1枚につき10円
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3版については140円、A2版については370円、A1版については690円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦230ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円)
4 スライド(9の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円)
5 録音テープ(9の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録(5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額

	付	
	ヘ 光ディスク（日本工業規格X 0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト 光ディスク（日本工業規格X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	チ 電子情報処理組織を使用する方法	1ファイルにつき210円
	リ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヌ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円（日本工業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	ル 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円（日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヲ 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円（日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについては、それぞれ800円、1,300円又は1,750円）に1ファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したも	1巻につき390円

	のの視聴	
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円(16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16ミリメートル映画フィルムについては3,200円、35ミリメートル映画フィルムについては2,650円)を加えた額
9 スライド及び録音テープ(第10条第3項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したもののの視聴 ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき680円 5,200円(スライド20枚を超える場合にあつては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
備考 1の項ハもしくはニ、2の項ハ又は7の項ハもしくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		